

# 富士箱根伊豆の恵 こだわりの食材研究会 規約

(目的)

## 第1条

本研究会は富士箱根伊豆の恵で生産された食材にこだわりを持ち、生産又は利用する者（事業者）の連携を図り、相互の情報を基に地域の食材の有効利用に寄与する事により、賛助会員企業の自主的な経済活動を促進し、かつ合理化、近代化の為の協力・情報の提供・技術指導を図り、賛助会員の経済的な地位の向上を図る事を目的とする。

(名称)

## 第2条

本研究会は「富士箱根伊豆の恵 こだわりの食材研究会」と称する。

(地区)

## 第3条

本研究会の地区は富士・箱根山麓及び伊豆地区とする。

(事務局の所在地)

## 第4条

- 1) 本研究会の事務局を静岡県三島市大宮町1丁目4-6・多田食品有限会社 内に置く。
- 2) 研究室を静岡県富士市中里150-1 福泉産業株式会社 内に置く。

(事業)

## 第5条

本研究会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 賛助会員の事業に関する食材の調査・調達。
- 2) 賛助会員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は研究事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報提供。
- 3) その他本研究会の目的達成に必要な事業。

(賛助会員の資格)

#### 第6条

本会の賛助会員たる資格を有する者は次の各号の要件を備える事業者(又は個人)とする。

- 1) 富士箱根伊豆地区において事業(又は農業)を行なう者。
- 2) 富士箱根伊豆地区に事業所があり、本研究会に参加を希望する者。
- 3) その他、特に役員会が認めた者。

(加入)

#### 第7条

賛助会員たる資格を持つものは、本研究会の承認を得て研究会に加入することが出来る。

(加入金)

#### 第8条

- 1) 前条の承認を得た者から加入金を徴収することができる。
- 2) 加入金は5,000円とする。

(退会)

#### 第9条

賛助会員はあらかじめ研究会に通知した上で理事会の承認を得て脱会することが出来る。

(役員)

#### 第10条

本研究会に次の役員を置く。(役員は支部長を兼ねる)

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理事 若干名(含、総務・会計理事・渉外理事)
- 4) 幹事 1名(会計監査)

(役員を選任)

#### 第11条

総会において選任する。

(役員任期)

#### 第12条

- 1) 役員任期は原則として本研究会が協同組合等へ移行するまでとする。
- 2) 任期中に欠員が生じた場合には互選により補充する。

(役員の仕事)

第 13 条

- 1) 会長は本会を代表し、本研究会の業務を執行する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠員の時はあらかじめ役員会において定めたところに従い、その職務を代理し、代行する。
- 3) 理事は本研究会の運営について重要事項を審議する。
- 4) 幹事は本研究会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第 14 条

- 1) 役員は全て名誉職とし、無報酬とする。
- 2) ただし、会の向上の為に必要な経費は認める。

(総会)

第 15 条

1. 総会は会長が召集する。
2. 総会は毎年 1 回開催し次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 1) 規約の改正
  - 2) 予算及び決算
  - 3) 事業計画及び事業報告
  - 4) その他、必要と認める事項
3. 会長は必要がある時は臨時総会を召集することができる。

(理事会)

第 16 条

理事会は会長が必要に応じ召集し、本会運営に関する重要事項を審議する。

(議事の方法)

第 17 条

- 1) 総会、理事会の議長は会長とする。
- 2) 総会、役員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会費)

第 18 条

本会は総会の承認を得て賛助会員に対し会費を徴収することができる。

- 1) 年会費は 5,000 円とする。
- 2) 既納の会費はいかなる理由がある場合においても返還しない。

(会計)

第 19 条

本会の会計は入会金・会費・補助金その他の収入をもって充て、事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(附則) この規約は 2010 年 4 月 1 日から施行する。